

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体が取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定のうえ、少なくとも3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することが、国に義務付けられました。
- 都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するように努めること。」とされたうえ、少なくとも3年ごとに、都道府県の計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、国が2019年4月に策定した基本計画（以下「2019年基本計画」という。）を基本としつつ、2020年3月に県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「2020年県計画」という。）を策定しました。
- このたび、国は「2019年基本計画」について、策定から約3年が経過したこと等に伴い、所要の検討を加え、2022年3月に改定しました。（2022年3月に改定した計画を、以下「2022年基本計画」という。）本県も同様に、2022年基本計画を基本としつつ、県の実情を踏まえて、2020年県計画を2023年3月に改定する

ものです。(2023年3月に改定した計画を、以下「2023年県計画」という。)

- 2023年県計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条）

- 1 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 2 略
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第23条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する計画を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の性格

2023 年県計画は、基本法第 13 条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

(2) 計画の期間

2023 年県計画の期間は、2023 年度から 2025 年度までの 3 年間とします。

(3) 計画の基本理念

2023 年県計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援
- イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

(4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方にに基づき、具体的な取組を進めます。

ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

2023 年県計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、2023 年県計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。このため、2023 年県計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 基本法では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、この2023年県計画に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

《それぞれの責務》

＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止（以下、ギャンブル等依存症の「予防等」という。）に配慮するよう努める。

＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内にある公営競技の状況

県内にある公営競技場は以下のとおりです。

	競技場名 (所在地)	競技施行者	2020 年度売上 【単位：百万円】
競馬	名古屋競馬場 (弥富市)	愛知県競馬組合	58,908
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	注1) 3,682
モーター ボート競走	ボートレース蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	133,175
	ボートレースとこなめ (常滑市)	常滑市・半田市	52,768
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	25,854
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	19,282

注1) オンライン売上を除く。

(2) 県内にある遊技場店舗等の状況

県内にある遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
愛知県	463 か所	156,893 台	99,912 台	256,805 台

* 2021 年 12 月 31 日現在

出典：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

(2) ギャンブル等依存症の状況

ア ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査

2020 年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題実態把握をするため、基本法第 23 条に基づく初めての調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 2.2%と推計しています。

なお、同調査の対象年齢は、18 歳から 74 歳で、「ギャンブル等依存が疑われる者」の男女別割合は、男性 3.7%、女性 0.7%です。本県の推計人口(2021 年 10 月 1 日現在)に、この年齢・割合をあてはめた場合、男性は約 10 万 1 千人、

女性は約1万8千人、全体で約11万9千人となります。

イ 2021年度第1回県政世論調査「ギャンブル等依存症について」

(以下「県政世論調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に関する県民の認識等を初めて調査しました。

同調査は、2021年7月に無作為抽出により県内在住の18歳以上の男女3千人を対象として郵送で実施し、回収率は54.9%でした。2023年県計画策定の基礎資料としています。

ウ 愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査

(以下「県内関係機関調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に係わる医療機関・相談支援機関の現場の声を初めて調査しました。

同調査は、2022年5月から同年6月に県内関係機関156箇所を対象として郵送・電子メールで実施し、回収率は73.1%でした。2023年県計画策定の基礎資料としています。

(3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われており、その状況については、次のとおりです。

○ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況(2020年度)

	全国	愛知県
精神保健福祉センターや保健所に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 ¹⁾	3,171件	177件
財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借金をしたきっかけが「ギャンブル等」と判明したもの ²⁾	財務局 397件 地方公共団体 760件	東海財務局 51件 県及び市町村 46件

1) 衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2) 金融庁調査による

◇保健行政（精神保健福祉センター、保健所、市町村）における依存症に関する相談件数（来所、電話、メールによる延相談件数）の推移（全国及び愛知県）

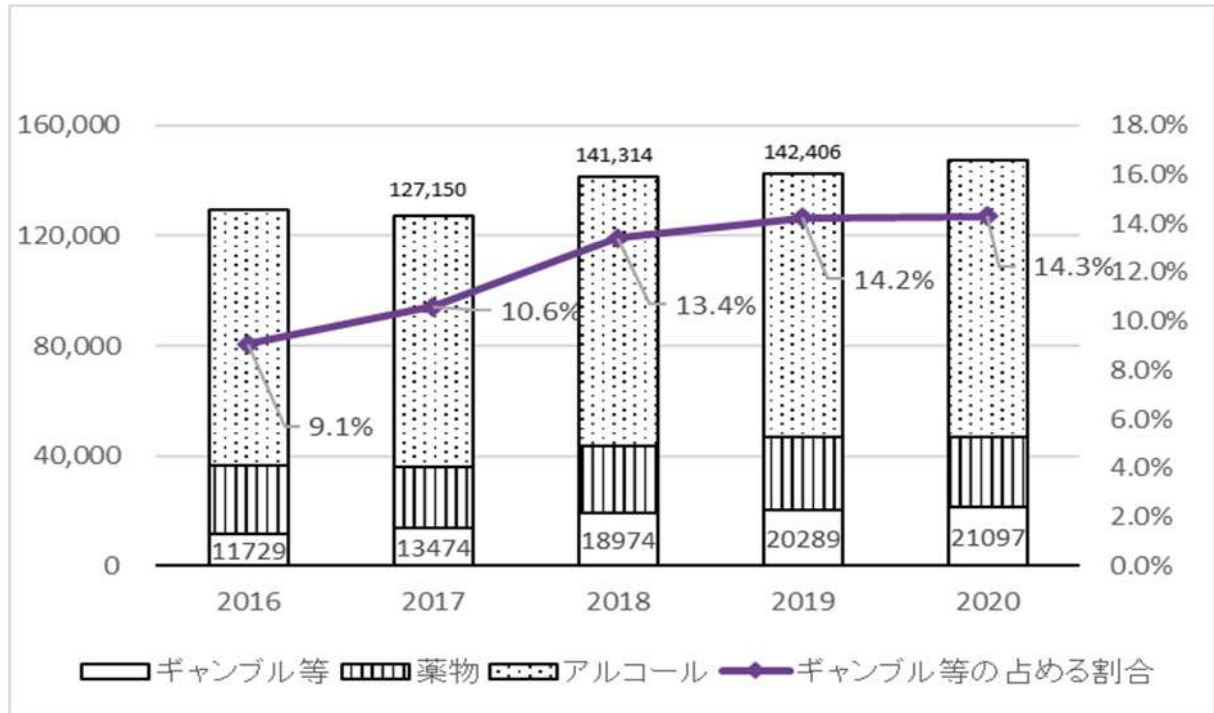


図1 依存症に関する相談件数推移（全国）

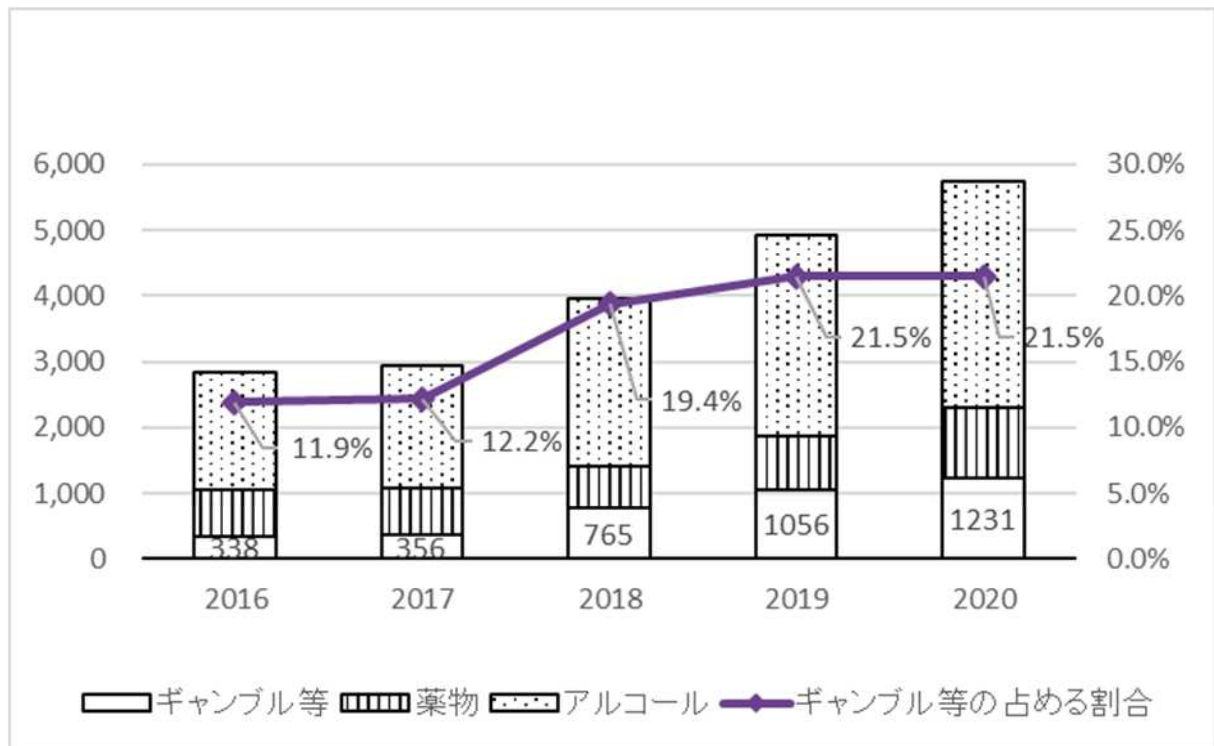


図2 依存症に関する相談件数推移（愛知県）

出典：地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方に基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に係る様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

3 依存症対策の基盤整備

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

4 多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

【計画の体系図】

